## 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統) 令和9年度~計画期間最終年度については、令和8年度事業から運行内容に変更がないため省略

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統	計画	計画	便	運送継続	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点	キロ程	運行 日数	運行 回数	増進特例措置	特例措置	運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
三木市	- - 神姫バス株式会社 - - -	(1) 三木営業所〜三木高校口〜みなぎ台	三木営業所	三木高校口	みなぎ台	往 21.2 km 復 21.2 km	365日	1,214回			路線定期運行	1	パス停留所「三木営業所」で補助対象地域間幹線系統「社〜三木営業所〜明石駅前」と接続	3
		北播磨総合医療セン (2)ター〜三木高校口〜 みなぎ台	<b>北極衛和台京衛センター</b>	三木高校口	みなぎ台	往 km 復 25.6 km	238日	238回			路線定期運行	1	バス停留所「三木営業所」で補助対象地域間幹線系統「社~三木営業所~明石駅前」と接続	3
		(3)				往 km 復 km	日	0						
		(4)				往 km 復 km	日	0						
		(5)				往 km 復 km	Ш							

(注)

- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
- 5. 「運行熊様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

## 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	24,937
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法			

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度		
三木市地域公共交通計画	令和6年3月4日	_		